

# 重要事項説明書

## 1 事業者

事業者名称 医療法人 真善会  
法人所在地 愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字寺裏 47 番地  
代表者 神尾 健士郎  
電話 0587-93-8068

## 2 利用施設

施設名 老人保健施設ゆとり  
施設所在地 愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字寺裏 47 番地  
施設長 神尾 健士郎  
電話 0587-93-8068

## 3 利用施設で合わせて実施する事業

介護老人保健施設 定員 100 名 (指定番号 2355380003)  
短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) (指定番号 2355380003)  
通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 定員 37 名  
(指定番号 2355380003)

## 4 職員体制 (主たる職員)

2024 年 7 月 1 日現在

	従業者数	業務内容
・医師	1 名以上	医療管理業務
・薬剤師	1 名以上	調剤業務等
・看護職員	9 以上 (常勤換算)	看護業務
・介護職員	25 以上 (常勤換算)	介護業務
・支援相談員	1 名以上	相談援助業務等
・理学療法士・作業療法士または言語聴覚士	1 以上 (常勤換算)	リハビリテーション業務
・栄養士・管理栄養士	1 名以上	栄養管理業務
・介護支援専門員	1 名以上	ケアマネジメント業務等

## 5 職員の勤務体制

・医師	8 : 30-17 : 30	計画表にて勤務
・看護職員	8 : 30-17 : 30 17 : 15-9 : 15	
・介護職員	7 : 00-16 : 00 8 : 30-17 : 30 10 : 00-19 : 00 17 : 15-9 : 15	

・ 支援相談員	8 : 30-12 : 30 15 : 30-19 : 30	
・ 介護支援専門員	8 : 30-17 : 30	
・ 理学療法士作業療法士言語聴覚士	8 : 30-17 : 30	
・ 管理栄養士	8 : 30-17 : 30	

## 6 施設サービスの概要

- 1 利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して各種サービスの提供を行うよう努力します。
- 2 利用者およびそのご家族に対し、介護サービスの提供にあたり処遇上必要な事項については分かりやすく説明するよう心がけます。
- 3 緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し身体拘束その他甲の行動を制限しません。
- 4 サービスの提供にあたり、甲の要介護状態の軽減・悪化の防止に努め、心身の状況に応じ、個別・適切に行うよう努力します。
- 5 利用者が他の保健医療サービスまたは福祉サービスを利用する場合は、他サービス提供者との密接な連携に努め、その利用状況を把握するようにします。

### (1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (管理)栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>・ 食事はできるだけ離床して食べていただけるように配慮します。</li> <li>・ 一人一人にあった栄養ケア計画を作成・実行します。</li> </ul> (食事時間) 朝食 7:30-8:30 昼食 11:30-12:30 夕食 17:30-18:30
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間を通じて週2回の入浴又は清拭を行います。</li> <li>・ 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
離 床 整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>・ 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。</li> </ul>

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者およびご家族からの相談についても、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画しております。</li> <li>行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者およびご家族の状況によっては、代わりに行います。</li> </ul>

## (2) 介護保険給付外サービス

理容・美容	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月2回(原則隔週金曜日)理髪店の出張による理髪サービスを利用いただけます。</li> </ul>
洗濯	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的にはご家族の方で洗濯していただきますが、事情等により困難な場合には、業者に委託することもできます。(株)ニシワキとご契約いただきます。</li> </ul>

## 7 利用料

別添「利用者負担額説明書」をご覧ください。

- 1 当月分の利用料等の請求書を原則翌月 15 日までに発行します。請求書発行月末までにお支払いください。
- 2 利用料等の支払いを受けたときは、遅滞なく領収証を発行します。

## 8 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	窓口担当者 支援相談員 利用時間 毎日9:00～17:30 電話 0587-93-8068
愛知県国保連合会	苦情窓口 利用時間 平日9:00～17:00 電話 052-971-4165
扶桑町役場	介護保険課 利用時間 平日9:00～17:00 電話 0587-93-1111-
( )役所	( )課 利用時間 電話

## 9 事故発生時の対応

万が一当施設において介護老人保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じます。施設医師の判断により協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼する場合があります。

## 10 賠償責任

- 1 介護保険サービスの提供によって当施設の責により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償手続きを速やかに行います。
- 2 利用者の責により利用者が賠償すべき発生した場合は利用者および身元引受人は連帯して当施設に対しその損害を賠償するものとします。

## 11 協力病院・協力歯科医療機関および医療体制

- 1 利用者に病状の急変等入院の必要な事態が生じた場合は責任をもって協力医療機関等に引き継ぎます。  
協力医療機関 厚生連江南厚生病院・大雄会第一病院  
協力歯科医療機関 大藪歯科医院・ごろうまる歯科・長坂歯科矯正歯科
- 2 前項の場合、利用者および身元引受人が特に希望する医療機関を有する場合には、状況の許す限り、その希望する医療機関を優先します。
- 3 治療の必要性、方法の判断については、緊急の場合を除くほか、甲の意思を確認し、できるだけ甲の意思に沿うようにします。

## 12 非常災害時の対策

- 1 別途定める消防計画にのっとり対応いたします。
- 2 防災設備 スプリンクラー、非常階段、火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉、屋内散水栓、非常通報装置、火災報知器
- 3 防災訓練を年2回実施しております。

## 13 当施設ご利用の際に留意いただく事項

面会	来訪者は、面会時間を遵守してください。
外出・外泊	外出・外泊の際には前日までに届を提出してください。
居室・設備・器具利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。
喫煙・飲酒	禁煙にご協力おねがいます。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になるような行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立入らないようにしてください。

## 14 介護サービス記録

- 1 利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

#### **15 秘密の保持及び個人情報の保護**

- 1 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報を適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることについては情報提供を行なうこととします。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### **16 退所時の援助**

契約の解除又は終了により甲が当施設を退所することになったときは、乙はあらかじめ甲の退所先が定まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

#### **17 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の送迎実施地域**

扶桑町、江南市、犬山市、大口町

#### **18 利用者からの契約解除**

利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、入所利用を解除することができます。身元引受人も同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

#### **19 施設からの契約解除**

当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、入所利用を解除することができます。

- 1 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合（介護老人保健施設）、利用者が要介護認定において自立と認定された場合（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）
- 2 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合（介護老人保健施設）
- 3 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）
- 4 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険サービスの提供を超えると判断された場合
- 5 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- 6 利用者またはその家族等関係者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- 7 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- 8 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

## 20 衛生管理

当施設において感染症等が発生し又はまん延しないよう必要な措置を講じます。

- 2 職員および利用者の健康状態について必要な管理を行います。また設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- 3 施設における感染症等の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、委員会の開催、研修及び訓練を定期的実施します。

## 21 業務継続に向けた取組の強化

当施設は感染症や非常災害の発生時においてサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し必要な措置を講じます。

- 2 職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。また定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## **22 虐待の防止**

当施設は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。また必要な措置を実施するための担当者を選定しています。

2 虐待防止のための指針を整備し、委員会の開催、研修を定期的の実施します。

## 利用者負担額説明書

### (介護老人保健施設)

#### 1 保険給付の自己負担額

	従来型個室	多床室
要介護1	788円	871円
要介護2	863円	947円
要介護3	928円	1,014円
要介護4	985円	1,072円
要介護5	1,040円	1,125円

- \* サービス提供する職員のうち勤続7年以上の者が30%以上おりサービス提供体制を強化しているため1日あたり6円加算されます。
- \* 夜間の人員基準よりも看護・介護職員を多く配置し安全の確保に努めているため1日あたり24円が加算されます。
- \* 老人保健施設の役割のもと在宅復帰・在宅療養支援を積極的に行っているため1日あたり51円が加算されます。
- \* ご利用者の日常生活動作・栄養状態・口腔状態・認知症の状況等に関する情報を厚生労働省「科学的介護情報システム」に提出し必要に応じサービス計画見直しなど情報を活用しているため月あたり60円が加算されます。
- \* ご利用者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省「科学的介護情報システム」に提出し、情報を活用しているため月あたり33円が加算されます。
- \* 褥瘡の発生リスクについて定期的に評価し、リスク対象利用者に対して多職種共同でケア計画を作成、ケアを実施、またその状況を厚生労働省「科学的介護情報システム」に情報を提出し、情報を活用しているため月あたり3円（リスク対象者に褥瘡発生がない場合13円）が加算されます。
- \* 排せつについて定期的に評価し、対応により要介護状態の軽減が見込まれる利用者に対して多職種共同で支援計画を作成し支援し、その結果等を厚生労働省「科学的介護情報システム」に情報を提出し、情報を活用しているため月あたり10円（改善が見られた場合またはおむつ無に改善した場合・尿道カテーテルが抜去された場合は15円、改善が見られた場合かつおむつ無に改善した場合・尿道カテーテルが抜去された場合は20円）が加算されます。
- \* 協力医療機関と平時より連携を確認し情報をご利用者の病歴等情報を共有しているため月あたり100円が加算されます。

- \* 管理栄養士の体制を強化し低栄養状態のリスクが高い利用者に対し多職種共同で作成した栄養ケア計画に沿って栄養状態、嗜好等を踏まえた食事調整を実施、また低栄養状態のリスクが低い方に対しても食事の際の変化に早期に対応します。またその状況を厚生労働省「科学的介護情報システム」に情報を提出し、情報を活用しているため1日あたり11円が加算されます。
  - \* 当施設は外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制をとっているため入所時に20円が加算されます。
  - \* 入所後30日間に限り上記サービス費に1日あたり30円（要件を満たす場合60円）が加算されます
  - \* 外泊された場合、1日につき上記施設サービス費に代え362円となります。外泊初日と最終日は対象外です。（月6日を限度）
  - \* 試行的退所中に老人保健施設により提供される在宅サービスを利用された場合は1日あたり800円が加算されます（月6日を限度）
  - \* 医師の指示に基づく療養食を提供した場合は1回6円が加算されます。
  - \* ご利用者の容態が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合1日あたり518円が加算されます（3日を限度）。
  - \* 肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪について所定の対応を行った場合1日あたり480円が加算されます（10日間を限度）
  - \* 介護職員等の処遇改善のため基本サービス費に各種加減算を加えた金額に7.1%を乗じた金額が加算されます。
  - \* 施設退所時に指導を行った場合は下記料金が加算されます。
- ①退所後在宅療養を希望する利用者に対し、退所時・または試行的な退所時に利用者・家族に対し療養上の指導を行った場合・・・400円
  - ②退所後在宅療養を希望する利用者の主治医、または社会福祉施設等に対し診療状況に関する情報提供等を行った場合・・・500円（医療機関への退所は250円）
  - ③退所後、利用を希望する居宅介護支援事業者に対して情報提供をし、かつ連携してサービス調整を行った場合・・・400円（入所予定日30日以内または入所後30日以内にサービス利用方針を定めた場合は600円）
  - ④退所後、訪問看護が必要と認められ訪問看護ステーション等に対し指示書を交付した場合・・・300円
    - \* 入所期間が1月を超えると見込まれる場合、入所予定日前30日以内または入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に下記料金が加算されます。
  - ①退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合・・・450円
  - ②退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに退所後の生活に係る支援計画を策定した場合・・・480円

- \* 医師・理学療法士・作業療法士等が入所日より3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリを行った場合は、一日につき258円が加算されます。
- \* 認知症であると医師が判断した方でリハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された場合に医師・理学療法士・作業療法士等が退所後生活する居宅等を訪問し入所日より3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリを行った場合は、一日につき240円（訪問無の場合120円）が加算されます。
- \* 経管栄養の方に対し医師の指示のもと多職種協同により計画を作成し、管理栄養士による栄養管理及び看護職員による支援を行った場合は、計画作成日より180日以内の期間に限り1日28円が加算されます。（継続あり）
- \* 摂食機能障害や誤嚥が認められる入所者について、医師の指示のもと他職種協同により食事の観察や会議を行い、計画を作成し、管理栄養士が栄養管理を行った場合は月あたり400円が加算されます。  
上記に加え食事の観察及び会議等に医師・歯科医師・歯科衛生士が加わった場合は月100円が加算されます。
- \* 上記サービス費・各種加減算費に1.4%が加算されます。

## 2 その他の利用料

### ① 食費

食費・・・1日あたり1,850円

\*ただし負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている食費の負担額が1日に御支払いいただく負担額となります。）

利用者が選定する特別な食事の費用・・・要した費用の実費

\*特別なメニューの食事を希望され、提供した場合に御支払いいただきます。

### ② 居住費

多床室（2人室・4人室）・・・1日あたり437円

個室・・・1日あたり1,180円

\*ただし負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている居住費の負担額が1日に御支払いいただく負担額となります。（ただし個室の居住費について認定証記載の負担額が1,180円以上の場合は負担額の上限は1,180円です。）

\*外泊期間中も御支払いいただきます。

利用者が選定する特別な療養室料

2人室・・・1日あたり350円 1人室・・・1日あたり700円

\* 2人室・個室の利用を希望される場合に居住費に加えて御支払いいただきます。  
なおこの場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。

### ③ その他の費用

教養娯楽費・・・1日あたり150円

\*クラブ・レクレーション等で使用するおりがみ粘土などの材料や遊具などの費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合に御支払いいただきます。

日常生活品費・・・1日あたり160円

\*せっけん・シャンプー・ティッシュ・おしぼりなどの費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合に御支払いいただきます。

理美容代・・・カット 2,000 円、カラー（カット別） 3,500 円、パーマ（カット別） 4,000 円

\*理美容をご利用の場合に御支払いいただきます。

私物洗濯代・・・1回 1,000 円

\*私物の洗濯を依頼される場合に御支払いいただきます。

テレビ貸し出し・・・1日 150 円

\*療養室に貸し出しテレビの設置を希望された場合に御支払いいただきます。

その他の費用として医療機関へ受診した際の一部負担金、予防接種、健康診断・診断書作成料など利用について費用がかかる場合があります。

## 利用者負担額説明書

### (短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)

#### 1 保険給付の自己負担額

##### 短期入所療養介護

	従来型個室	多床室
要介護 1	819 円	902 円
要介護 2	893 円	979 円
要介護 3	958 円	1,044 円
要介護 4	1,017 円	1,102 円
要介護 5	1,074 円	1,161 円

##### 特定短期入所療養介護

3 時間以上 4 時間未満	664 円
4 時間以上 6 時間未満	927 円
6 時間以上 8 時間未満	1,296 円

##### 介護予防短期入所療養介護

	従来型個室	多床室
要支援 1	632 円	672 円
要支援 2	778 円	834 円

\* サービス提供する職員のうち勤続 7 年以上の者が 30% 以上おりサービス提供体制を強化しているため 1 日にあたり 6 円加算されます。

\* 夜間の人員基準よりも看護・介護職員を多く配置し安全の確保に努めているため

1日あたり24円が加算されます。

- \* 老人保健施設の役割のもと在宅復帰・在宅療養支援を積極的に行っているため1日あたり51円が加算されます。
- \* 居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない利用を緊急に行った場合は、利用開始日から7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむをえない事情がある場合14日）を限度として1日につき90円が加算されます。
- \* 治療管理を目的に、診療方針を定め投薬・検査・注射・処置等を行い、かかりつけ医に対して情報提供を行った場合1日につき275円が加算されます。
- \* ご利用者の容態が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行った場合1日あたり518円が加算されます（3日を限度）
- \* 理学療法士・作業療法士等が個別リハビリテーションを行った場合は1日につき240円が加算されます。
- \* 送迎を施設で行った場合、片道あたり184円が加算されます。
- \* 医師の指示に基づく療養食を提供した場合は1回8円が加算されます。
- \* 介護職員等の処遇改善のため基本サービス費に各種加減算を加えた金額に7.1%を乗じた金額が加算されます。
- \* 上記サービス費・各種加減算費に1.4%が加算されます。

## 2 その他の利用料

### ① 食費

食費・・・朝食	490円
昼食	700円
夕食	660円

\*ただし負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている食費の負担額が1日に御支払いいただく負担額となります。)

利用者が選定する特別な食事の費用・・・要した費用の実費

\*特別なメニューの食事を希望され、提供した場合に御支払いいただきます。

### ② 滞在費

多床室（2人室・4人室）・・・1日あたり437円

個室・・・1日あたり1,180円

\*ただし負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている滞在費の負担額が1日に御支払いいただく負担額となります。（ただし個室の滞在費に認定証記載の負担額が1,180円以上の場合は負担額の上限は1,180円です。）

利用者が選定する特別な療養室料

2人室・・・1日あたり350円 1人室・・・1日あたり700円

\*2人室・個室の利用を希望される場合に居住費に加えて御支払いいただきます。  
なお個室・2人室をご利用の場合、外泊時にも室料をいただくこととなります。

### ③ その他の費用

教養娯楽費・・・1日あたり 150 円

\*クラブ・レクレーション等を使用するおりがみ粘土などの材料や遊具などの費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合に御支払いいただきます。

日常生活品費・・・1日あたり 160 円

\*せっけん・シャンプー・ティッシュ・おしぼりなどの費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合に御支払いいただきます。

理美容代・・・カット 2,000 円、カラー（カット別）3,500 円、パーマ（カット別）4,000 円

\*理美容をご利用の場合に御支払いいただきます。

私物洗濯代・・・1回 1000 円

\*私物の洗濯を依頼される場合に御支払いいただきます。

テレビ貸し出し・・・1日 150 円

\*療養室に貸し出しテレビの設置を希望された場合に御支払いいただきます。

その他の費用として医療機関へ受診した際の一部負担金、予防接種、健康診断・診断書作成など利用について費用がかかる場合があります。

老人保健施設ゆとり 入所・短期入所療養介護サービス利用について、重要事項説明書・利用者負担額説明書に基づき、説明を行いました。

説明者 医療法人 真善会 老人保健施設ゆとり  
(職種) ( )

上記につき説明を受け理解しました。

令和 年 月 日

利用者 \_\_\_\_\_

(代筆者) \_\_\_\_\_